ティブ取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用する。ただし、金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、次の各号に掲げる措置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数の取引（第一号ロからニまで及び第二号ロからホまでについては、施行日前に行われたものに限る。）を、当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること（当該一又は複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継続して含める場合に限る。）ができる。

一　新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五に掲げる措置　次に掲げる取引

イ　非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び次項の規定により新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五の規定が適用されない取引に限る。）

ロ　店頭商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいい、同条第十八項に規定する商品取引清算機関又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において同条第十七項に規定する商品取引債務引受業と同種類の業務若しくは同法第百七十条第一項に規定する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）

ハ　先物外国為替取引

ニ　一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この号及び次号において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この号及び次号において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二　新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六に掲げる措置　次に掲げる取引

イ　非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び第三項の規定により読み替えて適用する新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十一項の規定により新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六の規定が適用されない取引に限る。）

ロ　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分

ハ　店頭商品デリバティブ取引

ニ　先物外国為替取引

ホ　一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

2　新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五の規定は、取引の当事者の一方又は双方の平成二十八年三月から五月までの各月末日における次に掲げる取引（当該取引の当事者の双方が新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十一項第一号イに規定する者又は同項第四号イに規定する者以外の者である取引に限る。）に係る想定元本額の合計額（当該取引の当事者に親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下この項において「令」という。）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この項において同じ。）、子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は親会社等の子会社等（当該取引の当事者を除く。）があるときは、それらの者が行うこれらの取引の想定元本額の合計額（それらの者の間の取引に係る想定元本額の合計額を除く。）を合計した額を含む。）の平均額が四百二十兆円以下である場合における当該取引（新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）については、平成二十九年二月二十八日までの間は、適用しない。

一　非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者以外の者が行う当該取引については、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。）

二　店頭商品デリバティブ取引

三　先物外国為替取引

3　新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十一項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から平成三十一年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から平成三十二年八月三十一日までの間は「百五兆円」とする。

○内閣府令第二十六号

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第三条第四号ロの規定に基づき、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十一条の九第十項」を「第十一条の十九第十項」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百五十条の三第六項

第三条中第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の三第五項

第三条に次の一号を加える。

二十二　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第六条

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条に一号を加える改正規定及び次項の規定　公布の日

二　第三条第三号の次に一号を加える改正規定及び同条第十二号の次に一号を加える改正規定　電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行日（平成二十八年五月二十一日）

（消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

2　消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費者安全法施行規則第九条の改正規定中「第九条第六項中「全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対応するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、国民生活センターが管理運営するものをいう。）又は」を削り」を「第九条第一項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第六項中「全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対応するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、国民生活センターが管理運営するものをいう。）」を「同項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム」に改め」に改める。